

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年1月27日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.85】

一時預けた個人の金を定期預金に？松崎氏の説明は矛盾だらけ！

松崎氏の寄附の一部を補填してもらった「カンパ」が東労組の口座に入金されたことについて、前号でみた通り、松崎氏は「便宜的に預かっていてくれた」と述べている。金額は1,500万円か2,000万円以内ということだ。「No.81」で指摘したが、「6・24判決」を見ると、原告の松崎氏自らも、「(別荘の土地建物の)JR東労組からの支払は、多くの同僚が原告にカンパをした金員を一時的にJR東労組の預金口座に預け入れていたもの」と主張している。ポーランドへの寄附は1992年のことである。

これに関し、同判決は、別荘の建物代金の支払いについて、1995年12月8日に「東日本旅客鉄道労働組合執行委員長松崎明」名義の定期預金口座の元利金を原資とする小切手により700万円が(「No.77」1(1)ア(ウ)b)また、1996年4月30日、「東日本旅客鉄道労働組合」名義の定期預金口座の元利金を原資とする小切手により1,600万円が支払われている(「No.77」1(1)ア(ウ)e)との事実を認定した。定期預金からの支払いがされていること、カンパを行った1992年から3年以上も後に支払いされていることは、「一時的、便宜的に東労組が預かっていた」という証言と明らかに矛盾する。一時的な預り金を定期預金に預けるのはおかしい。しかも、両件で金額は2,300万円になり、松崎氏の言うカンパの預入額を上回っている。本当に「カンパ」を原資とする定期預金なのかも疑わしい。「6・24判決」でもこの問題を指摘し、警視庁の捜査段階での嫌疑の存在を肯定している(「No.81参照」)。

松崎氏は「しょっちゅう東労組の口座に自分のお金を預けたりしていたんですか」との質問に「そんなことはありませんね」と答えているが、「預ける」との感覚ではなく、そもそも、東労組の金と松崎氏の金とが同一化していたのではないのか。松崎氏の側近が、組合の金と松崎氏の金とを同じ口座で預かり、同氏の指示で私用の出し入れも行っていただけではないか、との疑念が湧いてくる。

清野社長も「クビだ」と激怒！JR総連・東労組の常識は社会の非常識だ

ところでJR総連・東労組は、損害さえなければ組合の口座や資金を個人が使用することには問題がないと考えているようだ。JR総連は、2005年12月7日に警視庁による目黒さつき会館などの家宅捜索に対する抗議声明で次のように主張している。

警視庁公安二課は、被疑者とされる松崎明氏の個人的資金の受け渡しに、JR総連と加盟単組が共同で設立した国際交流推進委員会の国際交流基金の口座を一時的・便宜的に使用したことを業務上横領としてでっち上げたのである。よってJR総連は、いかなる損害も受けていない

この見解はおかしくないだろうか。西岡研介著「マングローブ」によると、JR東日本の清野副社長(現社長)は同年12月9日の「緊急総務部長会議」でこの見解に対し、「この内容だと、例えば『出札の金を一定期間持ち出して使った。後日返した。会社には損は与えていないから問題ないだろう』ということになる。普通の会社ならクビだ！」と述べたという(p.298)。清野社長の見解は至極当然である。「組合の資金を個人が使っても後で返せば問題ない」というのはJR総連・東労組では常識らしく、「6・19判決」でも同種の事象が明らかにされている。東労組の組合員は、役員に見解を聞いてみてはどうだろう。